

入札参加資格制限措置の概要

商号又は名称（代表者名）	マルト建設 株式会社 （代表取締役 上野 清範）
住 所	河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田 565 番地

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

2. 措置期間

令和5年2月17日 から 令和6年11月16日 まで（21か月）

3. 事実概要

当該業者の代表取締役及び役員は、福島県職員から会津農林事務所が発注した複数工事の設計金額の情報を受けた謝礼として、飲食代金等を負担し、福島県職員の職務に関して賄賂を供与したとして、令和5年1月23日、贈賄容疑で福島県警に逮捕された。

4. 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の1（贈賄）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の1】

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内

問い合わせ先

喜多方市 総務部 契約管理課

〒966-8601 福島県喜多方市宇御清水東 7244 番地 2 電話 0241-24-5279